

(平成26年習志野市議会第4回定例会)

発議案第 1 号

戦没者御遺骨帰還に関する法律制定に賛成する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年12月19日

習志野市議会議長

齊藤賢治様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 清水大輔

## 戦没者御遺骨帰還に関する法律制定に賛成する意見書

今日の我が国の平和と繁栄は、大東亜戦争において戦没した先人たちのとうとい犠牲の上にあることに対し、改めて哀悼の念と深い感謝の念を禁じ得ない。今なお、帰還されていない多くの戦没者御遺骨を、一刻も早く我が国にお迎えすることは、日本国政府としての当然の責務である。

戦没者の御遺骨帰還は、戦争という時代に翻弄され、やむなく愛する御家族を引き裂かれた御遺族のもとに、御家族を取り戻すという人道的事業にほかならない。また、我々はこの戦争の惨禍を未来へ伝承していくという使命も担っている。御遺骨帰還事業は、未来を生きる人々に対して背いてはいけない「過去の現実」を訴えかける事業でもあると考えている。

よって、本市議会は政府に対し、一日も早く戦没者御遺骨帰還に関する法律を制定し、御遺骨帰還事業への取り組みをより一層進めることを要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

齊藤賢治

### 提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成26年習志野市議会第4回定例会)

発議案第 2 号

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年12月19日

習志野市議会議長

齊藤賢治様

提出者	習志野市議会議員	木村静子
賛成者	〃	市川寿子
〃	〃	市角雄幸
〃	〃	木村孝

## 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書

厚生労働省は「看護師等の「雇用の質」の向上のための取組について（5局長通知）」や医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため「医療分野の「雇用の質」の向上のための取組について（6局長通知）」の中で、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項に関わるワンストップの相談支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善を進めるために支援するよう求め、予算化している。

しかし、国民の命と暮らしを守る医療・介護現場は、深刻な人手不足となっている。そのため、労働実態は依然として厳しくなっており、安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師・介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は、喫緊の課題となっている。

「医療機能の再編」を前提とした医療提供体制の改善ではなく、必要な病床機能は確保したうえで、労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められている。平成27年度には第8次看護職員需給見通しが策定されるが、これを単なる数値目標とするのではなく、看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師・介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じるよう、下記の事項を要望するものである。

### 記

- 1 看護師など「夜勤・交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上」とし、労働環境を改善すること。
- 2 医師・看護師・介護職員などを大幅にふやすこと。
- 3 国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
- 4 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

齊藤賢治

### 提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成26年習志野市議会第4回定例会)

発議案第 3 号

介護従事者の処遇改善を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年12月19日

習志野市議会議長

齊藤賢治様

提出者	習志野市議会議員	木村静子
賛成者	〃	市川寿子
〃	〃	市角雄幸
〃	〃	木村孝

## 介護従事者の処遇改善を求める意見書

超高齢社会を迎え介護のニーズが高まる中で、介護労働者の数も年々増加している。しかし、「低賃金・重労働」という介護現場の実態は、介護を担う職員の確保を困難にし、高い離職率の原因となるなど深刻な人員不足を引き起こしている。介護職員の不足は介護保険制度の根幹にもかかわる重大な問題であり、その原因となる介護職員の処遇改善は喫緊の課題である。これまでも介護職員の処遇改善策は実施されてきたが、抜本的な改善に結びついていないことは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査（賃金センサス）の介護職員の賃金推移を見ても明らかである。

厚生労働省は、高齢化のピークとなる平成37年には237万人から249万人の介護職員が必要になると推計し、そのためには1年当たり6万8000人から7万7000人の増員が必要としている。また、安全・安心の介護を実現するためにも介護職員の人員確保は不可欠の課題となる。

介護労働者の平均賃金は全労働者平均よりも9万円も低い状況となっている（全労連「介護労働実態調査」）。国は「介護・障害福祉従事者処遇改善法」を成立させたが、一刻も早く国の責任で介護職員の処遇を引き上げていく必要がある。また、介護現場には介護職以外にも多くの職種の労働者が働いており、これらの職員の処遇も介護職と同様に低くなっているため、処遇の引き上げが必要となっている。

よって、本市議会は政府に対し、介護労働者の確保を図り、安全・安心の介護保険制度を実現していくために介護従事者の処遇改善を図る対策を講じるよう、下記の事項を要望するものである。

### 記

- 1 介護従事者の処遇を抜本的に改善すること。処遇改善の費用については、保険料や利用料に転嫁せず、国費で行うこと。
- 2 処遇改善の対象職員を介護職以外の職種にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

齊藤賢治

### 提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成26年習志野市議会第4回定例会)

発議案第 4 号

C L Tの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年12月19日

習志野市議会議長

齊藤賢治様

提出者	習志野市議会議員	清水晴一
賛成者	習志野市議会議員	宮本博之
〃	〃	田中真太郎
〃	〃	中央重則
〃	〃	市瀬健治

## C L Tの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書

昭和30年代に9割であった木材自給率は、現在約3割まで落ち込んでいる。こうした中、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源を活用して林業・木材産業の活性化を図るため、政府は森林・林業基本計画の中で、平成32年までに木材自給率5割を目指すことを掲げている。

そのためには、新たな製品・技術の開発・普及、公共建築物等の木造化、木質バイオマスの利用促進、木材製品の輸出拡大などによる新たな需要を創出することが求められている。

このような中で、近年、中高層建築物の木造化の可能性を大きく開拓することが期待される、C L T（直交集成板）といった新たな木材製品・技術の普及に対する期待が高まっている。

C L Tは、「ひき板（のこぎりで切り出した板）」を繊維方向が直角に交わるように積み重ねて接着した厚い大判のパネルのことで、強度、断熱性、耐火性にすぐれているほか、コンクリートに比べて軽く組み立ても容易なため、欧米を中心に中・大規模の集合住宅や商業施設などで幅広く使われ、急速に普及が進んでいる。我が国で一般的な構造部材として普及が進めば、新たな木材需要が喚起される可能性があり、林業・木材産業を初め山村地域の振興につながるものである。

よって、本市議会は政府に対し、C L T普及に向けた以下の措置を講じるよう強く要望するものである。

### 記

- 1 現在、C L Tは建築基準が整備されていないため、国土交通大臣の個別認定といった例外を除いて一般的な構造部材としての使用ができないことから、C L Tの基準強度や設計法等の建築基準の整備を早期に進めること。
- 2 C L Tに関する技術研究をさらに進めるとともに、実証的建築を通じた技術やノウハウの蓄積による日本の風土や気候に合った設計・施工技術の確立、及びC L T建築に関する技術者の養成を図ること。
- 3 早急に大規模な生産拠点を整備し、C L Tの量産体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

斉藤賢治

### 提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。



(平成26年習志野市議会第4回定例会)

発議案第 5 号

習志野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年12月19日

習志野市議会議長

齊藤賢治様

提出者	習志野市議会議員	田中真太郎
賛成者	習志野市議会議員	帯包文雄
〃	〃	清水大輔
〃	〃	小川利枝子

## 習志野市議会議員定数条例の一部を改正する条例

習志野市議会議員定数条例（平成14年条例第24号）の一部を次のように改正する。

本則中「30人」を「28人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の習志野市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

### 提案理由

本案は、議員定数を減少しようとするものである。

(平成26年習志野市議会第4回定例会)

発議案第 6 号

習志野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年12月19日

習志野市議会議長

齊藤賢治様

提出者	習志野市議会議員	高橋剛弘
賛成者	習志野市議会議員	市瀬健治
〃	〃	佐野正人
〃	〃	立崎誠一

## 習志野市議会議員定数条例の一部を改正する条例

習志野市議会議員定数条例（平成14年条例第24号）の一部を次のように改正する。

本則中「30人」を「26人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の習志野市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

### 提案理由

本案は、議員定数を減少しようとするものである。